山梨県告示第号

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例（令和六年山梨県条例第二号。以下「条例」という。）第四条、第六条、第十一条第一項、附則第六項及び別表備考の規定により、富士山吉田口県有登下山道の区域等を次のとおり定め、令和六年七月一日から適用する。

令和六年五月十七日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　富士山吉田口県有登下山道の区域

富士山吉田口県有登下山道の区域は、次の図に実線で示す地点Ａから地点Ｂまでの区域、地点Ｃから地点Ｄまでの区域及び地点Ｅから地点Ｆまでの区域とする。

F
E
D
C
B
A
吉田口下山道
富士山吉田口県有登下山道の区域
吉田口五合目泉ヶ滝登山道
N

二　令和六年度における富士山吉田口県有登下山道の利用日

令和六年度における富士山吉田口県有登下山道の利用日は、次のとおりとする。ただし、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十六条の規定により県道富士上吉田線の富士山頂から泉ヶ滝までの全区間の通行が禁止されている日を除くものとする。

施設の種類	利用日
吉田口五合目泉ヶ滝登山道	令和六年七月一日から同年十月三十一日まで
吉田口下山道	令和六年七月一日から同年九月十日まで

三　令和六年度における富士山吉田口県有登下山道の利用を制限する日

令和六年度における条例第十一条第一項の知事が指定する日は、令和六年七月一日から同年九月十日までの毎日とする。

四　富士山吉田口県有登下山道の利用を制限する地点

条例第十一条第一項の知事が指定する富士山吉田口県有登下山道上の地点は、次の図に示すとおりとする。

知事が指定する地点
N

五　令和六年度における富士山吉田口県有登下山道の利用の許可を要しない日

令和六年度における条例附則第六項の知事が指定する日は、令和六年九月十一日から同年十月三十一日までの毎日とする。

六　富士山吉田口県有登下山道の使用料の単位

富士山吉田口県有登下山道の使用料の単位である「一人一回につき」とは、富士山吉田口県有登下山道を利用しようとする者一人につき、次の図に実線で示す地点Aから地点Bまでの区域、地点Bから地点Cを経た地点Dまでの区域、地点Dから地点Eまでの区域、地点Eから地点Fまでの区域、地点Bから地点Hを経た地点Dまでの区域及び地点Eから地点Gまでの区域に入域してから、富士山吉田口県有登下山道を利用した後にこれらの区域より出域するまでを一回と数えるものとする。この場合において、地点Gから出域した後に、地点Fから再度入域した場合については、これらの区域より出域していないものとみなす。

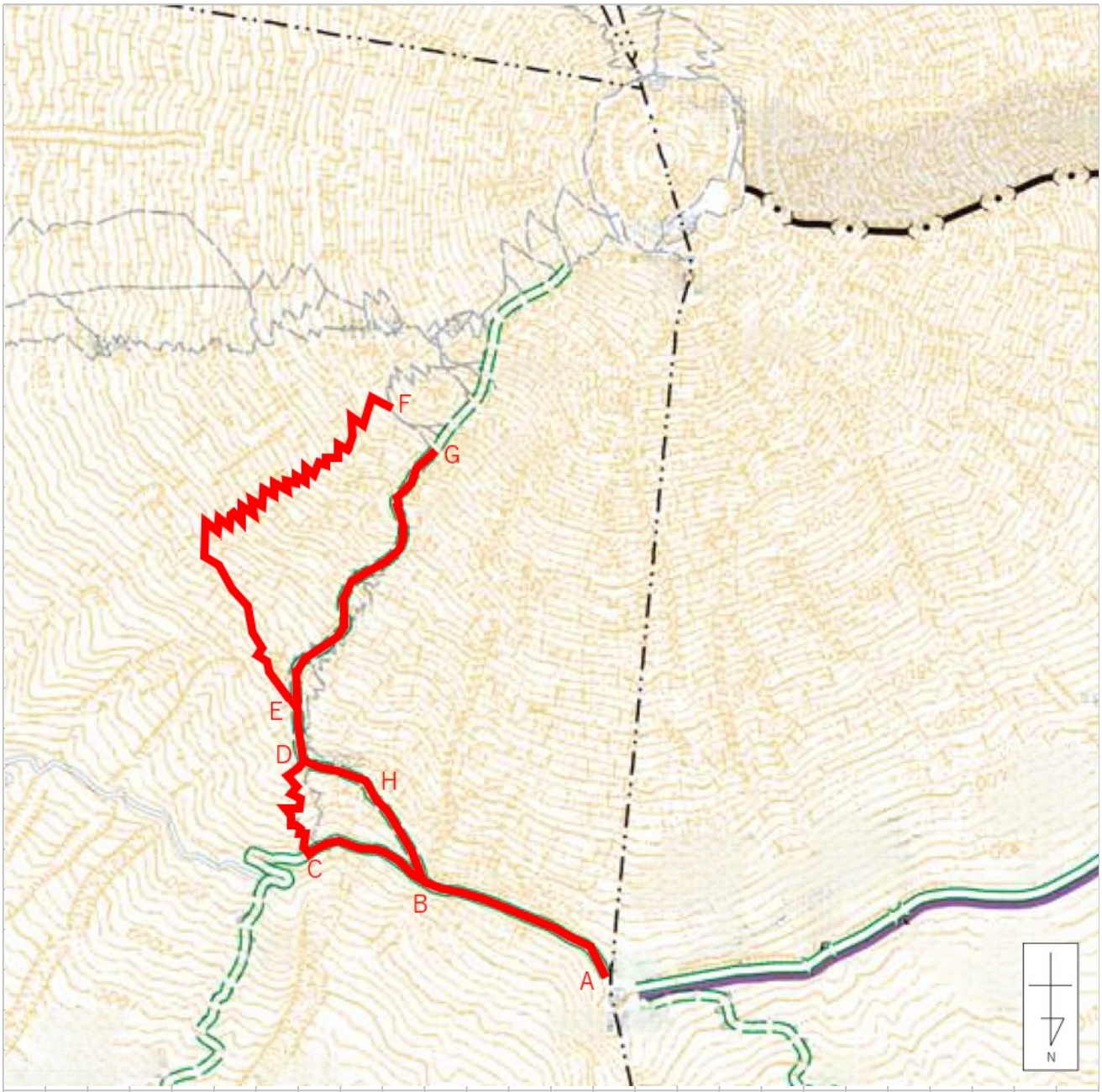
F
G
E
D
H
C
B
A
N